

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主・従業員・取引先等、全てのステークホルダーとの良好な関係を重視し、透明性の高い健全なコーポレート・ガバナンス体制及び企業倫理の構築に向け、鋭意改善努力を行っております。また、遵法の精神に基づきコンプライアンスの徹底、経営の透明性と公正性の向上及び環境変化への機敏な対応と競争力の強化を目指して、最適な経営管理体制の構築に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社はコーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社フォレスト	1,050,000	37.28
森 智宏	732,000	25.99
最上 夢人	264,600	9.40
中村 彰一	61,800	2.19
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	57,100	2.03
株式会社エポラブルアジア	42,000	1.49
パリューマネジメント株式会社	39,900	1.42
株式会社BuySell Technologies	30,000	1.07
羽原 加奈子	27,000	0.96
株式会社エフエフエム	20,000	0.71

支配株主(親会社を除く)の有無	森 智宏
-----------------	------

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

株式会社フォレストは、当社代表取締役 森智宏の資産管理を目的とする会社であり、同氏により議決権の過半数を所有されております。森智宏は、株式会社フォレスト及び二親等以内の親族との保有株式数を含めると当社の議決権の過半数を保有することとなるため、支配株主として記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
-------------	---------

決算期	12 月
-----	------

業種	小売業
----	-----

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
---------------------	--------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
-------------------	---------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社と支配株主との取引につきましては、取締役会の承認事項とし、取引理由、取引の必然性、取引条件等に基づき法令や社内規則等を踏まえて十分に検討した上で、取引の可否を決議することとしております。また、取引を行う際には、特別な関係を有さない第三者との取引と同様の条件であることを前提とし、コーポレート・ガバナンス体制を十分に機能させ、適切な事業運営に努めます。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

—

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
白潟 敏朗	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
白潟 敏朗	○	該当事項はありません。	経営者としての豊富な経験と幅広い見識を備えており、当社取締役会の機能強化と活性化を行うことが期待できると判断していることから選任しております。なお、同氏は、当社との間に特別な利害関係を有しないため、一般株主との利益相反が生じるおそれはなく、独立性を有しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社においては定期的に監査役及び内部監査担当者が監査の実施状況について情報交換を行うことにより情報の共有を図っております。また、内部監査担当者、監査役及び会計監査人間の情報交換については会計監査人からの監査報告に際して監査役及び内部監査人が立ち会うことで、情報の共有を行いながら相互連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
鈴木 信裕	公認会計士													
北 周士	弁護士													
深井 未来生	他の会社の出身者													

- 会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鈴木 信裕	○	該当事項はありません。	公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を備えており、当社の業務執行の適法性を監査することが期待できると判断していることから選任しております。なお、同氏は、当社との間に特別な利害関係を有しないため、一般株主との利益相反が生じるおそれはなく、独立性を有しております。
北 周士	○	該当事項はありません。	弁護士の資格を有し、法律に関する相当程度の知見を備えており、当社の業務執行の適法性を監査することが期待できると判断していることから選任しております。なお、同氏は、当社との間に特別な利害関係を有しないため、一般株主との利益相反が生じるおそれはなく、独立性を有しております。

深井 未来生	○	該当事項はありません。	東証一部上場企業の取締役として長年培ってきた会社経営に係る豊富な経験と幅広い見識を備えており、当社の業務執行の適法性を監査することが期待できると判断していることから選任しております。なお、同氏は、当社との間に特別な利害関係を有しないため、一般株主との利益相反が生じるおそれはなく、独立性を有しております。
--------	---	-------------	--

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

経営参画意識を高め、当社の企業価値向上を目的としてストックオプションを付与する制度を設けております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、従業員、その他
-----------------	---------------------

該当項目に関する補足説明

上記付与対象者については、当社の企業価値向上を目的として導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別報酬の開示はしておりません。取締役報酬は総額で表示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬については、取締役は株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、内規に従い各取締役の職務と責任及び実績に応じて取締役会で決定、監査役は株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、常勤、非常勤の別、監査業務等を勘案し、監査役会において決定することとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役、社外監査役については管理部が補佐しております。取締役会・監査役会の開催通知や資料の事前配布等を活用し、社外取締役及び社外監査役に対して伝達しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1)取締役会
当社の取締役会は取締役5名(うち1名は社外取締役)で構成されており、取締役会規程、職務権限規程等の各社内規程に基づき、当社の業務執行全般の意思決定及び各取締役の経営執行状況の報告を行っております。なお、取締役会は毎月1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時に開催し経営の基本方針や重要事項の決議及び取締役の業務執行状況の監督を行っております。

(2)監査役及び監査役会
当社の監査役会は監査役3名(全て社外監査役)で構成され、内訳は常勤監査役1名及び非常勤監査役2名の計3名であります。監査役は、取締役会への出席等を通じて取締役の職務執行及び企業経営の適法性を監視しております。また、監査計画に基づく監査役監査を実施すると共に、

重要な社内会議にも出席し、日常的な経営監視を行っております。なお、月1回開催される監査役会において、監査役は取締役会等への出席、取締役からの意見聴取、資料閲覧などを通じて得た事項につき協議しております。

(3)経営会議

当社の経営会議は、取締役、執行役員・本部長、部長・室長にて構成され、原則週1回開催しております。経営会議は、経営会議規程に則り、取締役会に次ぐ業務執行に関する重要事項に係る決議を行っております。

(4)内部監査室

内部監査は代表取締役に任命された内部監査室の内部監査室長を中心として、事業年度を対象期間とした監査計画に基づき、各部門の業務遂行状況を適正性、効率性の観点から内部監査を実施しており、監査結果については、取締役会・監査役会に報告しております。

(5)会計監査人による監査

当社は有限責任あずさ監査法人与監査契約を締結し、会計監査の委嘱をしております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、会社法に基づく機関として株主総会及び取締役会、監査役会、会計監査人を設置し、監査役監査を軸とした取締役会による業務執行の監督、経営監視体制を構築しております。また、独立性の高い社外取締役1名及び社外監査役3名を選任することにより、取締役会の業務執行に対する経営監視機能を強化しております。

なお、社外取締役は、独立した立場からの視点を取締役に反映させ、取締役会の機能強化と活性化を行うとともに、コーポレート・ガバナンスの強化を図る役割を担っております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知については、早期発送に向けて努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は12月決算のため一般的な株主総会集中日に該当しないものと考えておりますが、多数の株主の皆様にご出席頂くため、出席しやすい日程及び開催時間を考慮し開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	今後、検討すべき事項として考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後、検討すべき事項として考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後、検討すべき事項として考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページ上のIRサイトにて公表することを検討しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	毎年、個人投資家向けの説明会を開催し、代表取締役が当社の業績や経営方針を説明することを検討しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期決算及び年度決算終了後に開催する決算説明会にて、代表取締役が当社の業績や経営方針を説明することを検討しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後検討すべき事項として考えております。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ上のIRサイトにて決算情報、適時開示情報などを掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理部をIRの担当部署とし、IR担当者を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	すべてのステークホルダーに対し、迅速、正確、公平、継続を基本に金融商品取引法等の関連法令及び東京証券取引所の定める適時開示等に係る規則(以下「適時開示規則」という)を遵守し、情報提供に努め、また適時開示規則には該当しないその他の情報につきましても、適時開示の趣旨を踏まえて適切な方法により迅速、正確かつ公平な開示に努めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の「内部統制システムの整備に関する基本方針」は以下の通りであります。

1 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(イ) 当社の取締役および使用人は、法令順守は当然のこととして、高い倫理観に基づき誠実に行動することが求められる。当社における企業倫理は、企業行動規範に定める。

(ロ) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合し、事業が適正かつ効率的に運営されることを確保するため、取締役および使用人が実践すべき行動の基準を定めた規程等を整備し、その周知と運用の徹底を行う体制を構築する。

(ハ) 内部通報制度の利用を促進し、当社における法令違反、企業倫理に反する行為、またはその恐れのある事実の早期発見、対策、および再発防止に努める。

(ニ) 取締役会は、定期的に取締役から職務執行状況等の報告を受け、業務の適正確保に課題のある際は速やかに対策を講ずる。

(ホ) 反社会的勢力による不当要求等への対応を定めるとともに、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、毅然とした態度で対応する。

(ヘ) 内部監査責任者は、各部門の業務執行状況を監査し、その結果を代表取締役に報告するものとする。被監査部門は、是正および改善の必要があるときには、すみやかに対策を講ずる。

(ト) 上記のほか、内部統制が有効に機能するための体制を検討し、適宜実施する。

2 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(イ) 取締役の職務の執行に係る情報は、文書化(電磁的記録を含む)のうえ、経営判断等に用いた関連資料とともに保存する。文書の保管については文書管理主管部署を定め、関連資料とともに適切な方法、かつ、検索容易な状態で、確実に保存・管理することとする。

(ロ) 取締役の職務の執行に係る情報は、取締役または監査役等から要請があった場合に備え、適時閲覧可能な状態を維持する。

3 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(イ) 経営に重大な影響を及ぼすリスクを認識し、評価する仕組みを構築・整備する。

(ロ) 経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生し、または発生する恐れが生じた場合、対応を迅速に行うと共に、全社的に再発防止策を講じる。

(ハ) 経営に重大な影響を及ぼすリスクへの対応方針およびリスク管理の観点から重要な事項については十分な審議を行うほか、特に重要なものについては取締役会において報告する。

(ニ) 上記のほか、より全社的なリスク管理体制を検討し、適宜実施する。

4 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(イ) 取締役会は、取締役会が定める職務分掌に基づき、取締役会において選任される執行役員に業務の執行を行わせる。

(ロ) 取締役会は、当社の効率的な事業運営と経営の監視・監督体制の整備を行う。

(ハ) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。

(ニ) 当社の事業活動の総合調整、業務執行に関する意思統一、および重要な意思決定を機動的に行うため、適切な会議体を設置し、開催する。

(ホ) 当社の予算期間における計数的目標を明示し、目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて所期の業績目標の達成を図る。

(ヘ) 当社の経営の効率化とリスク管理を両立させ、内部統制が有効に機能するための体制を検討し、適宜実施する。

5 当社における業務の適正を確保するための体制

(イ) 当社は、当社の企業倫理に従い、自社の諸規程を定める。

(ロ) 内部監査責任者は、当社の法令および定款、規程の遵守体制についての監査を実施し、当社の業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。

(ハ) 当社の財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。

(ニ) 当社における業務の適正化および効率化の観点から、業務プロセスの改善および標準化に努めるとともに、一層の統制強化を図る。

6 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

(イ) 実効的な監査役監査を行うためにその職務を補助する人員、組織の設置を監査役から要請された場合には、監査役との協議により定めるものとする。

(ロ) 監査役の職務を補助する使用人の人事については監査役連絡会の同意を得る。また、監査役の職務を補助する使用人は、監査役の指揮命令に従う。

7 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

(イ) 当社の代表取締役は、当社の監査役に対し取締役会等重要な会議への出席の機会を提供する。

(ロ) 当社の取締役および使用人等は、当社の監査役に対し事業および内部統制の状況等の報告を行い、内部監査責任者は内部監査の結果等を報告する。

(ハ) 取締役および使用人は、法令・定款違反および不正行為の事実、または会社に着しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときには、すみやかに監査役に報告する。

8 当社の監査役への報告に関する体制

(イ) 当社の代表取締役は定期的に当社の監査役と情報交換を行う。

(ロ) 当社の取締役および使用人等は、当社の監査役の求めに応じ、職務執行状況を当社の監査役に報告し、その職務に係る資料を開示する。

(ハ) 当社の取締役は、上記のほか、当社の監査役の監査が実効的に行われるよう協力する。

9 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(イ) 当社は当社の取締役・使用人等が、監査役に報告を行ったことを理由として、不利益な取扱いを受けないことを規定しており、適正に対応する。

10 当社の監査役の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

(イ) 監査役の職務の執行において生ずる費用は、その費用を会社が負担する。

11 その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(イ) 当社は、監査役会が決定した監査役会規程及び監査計画を尊重し、円滑な監査の実施及び監査環境の整備に協力する。

(ロ) 当社は、監査役会と代表取締役、取締役との連絡会を定期的に開催し、監査が実効的に行われるための連携を保つよう努める。

(ハ) 当社の内部監査責任者・会計監査人は、監査役会と十分な連携を図る。

12 反社会勢力排除に向けた基本的な体制

(イ) 当社は、反社会的勢力との関係遮断に関する社内対応、手順を明確にすることを目的として制定した「反社会的勢力排除・対応規程」、「反社会的勢力調査マニュアル」、「反社会的勢力対応マニュアル」に基づき行動する。

13 財務報告の信頼性を確保するための体制

(イ) 代表取締役は、財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの整備を経営上の最重要事項の一つと位置付け、財務報告の信頼

性確保を推進する。

(ロ) 財務報告における虚偽記載リスクを低減し、未然に防ぐよう管理することで、内部統制が有効に機能する体制構築を図る。

(ハ) 必要に応じて金融商品取引法等の関連法令との適合性を考慮したうえ、諸規程の整備及び運営を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方は、上記「内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備・運用状況又は準備状況」に記載の通りであります。具体的な手続等については、「反社会的勢力排除・対応規程」、「反社会的勢力調査マニュアル」及び「反社会的勢力対応マニュアル」において定めており、主要なものは以下の通りとなります。

- 1 当社における反社会的勢力への対応等の統括は管理部とし、対応責任者は管理部マネージャーとする。
- 2 反社会的勢力からの不当要求が発生した際は、発生部門から管理部に対して速やかに報告・相談をし、また脅迫・暴力行為の危険性が高く緊急を要する場合には直ちに警察に届け出る。
- 3 管理部は報告・相談に基づき、実際に担当する担当者の安全の確保を最優先し、発生部門に対して適切な対応を指示する。
- 4 取引先、役員（新任時）、従業員（採用時）、業務委託先の代表者、役員・従業員（必要な場合）等のスクリーニングを行う。
また、新規取引先については、全件外部調査機関等を用いて情報収集し、事前チェックを行い、継続取引先についても、1年に1回、継続的な取引先に対して調査を行う。取引先との間で締結する「基本契約書」では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の反社排除条項を盛り込む。なお、所轄警察署や暴力追放推進センターとの関係を強化するべく、不当要求防止責任者を選任し、社外の講習等に参加し、情報収集を行い、社内研修を実施し、役職員へ周知徹底を図る。
- 5 反社会的勢力であることを知らずに関係を有してしまった場合には、当該事項が判明した時点でいかなる理由であれ反社会的勢力への資金提供を行わないものとする。判明した場合においては、可能な限り速やかに関係を解消できるよう、契約書や取引約款に可能な限り暴力団排除条項を導入し、反社会的勢力が取引先になることを防止するための措置を講じておくものとする。
- 6 当社の反社会的勢力に関する体制に関して、役職員に対してコンプライアンス研修を実施する。
- 7 公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会・顧問弁護士と連携体制を構築する。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

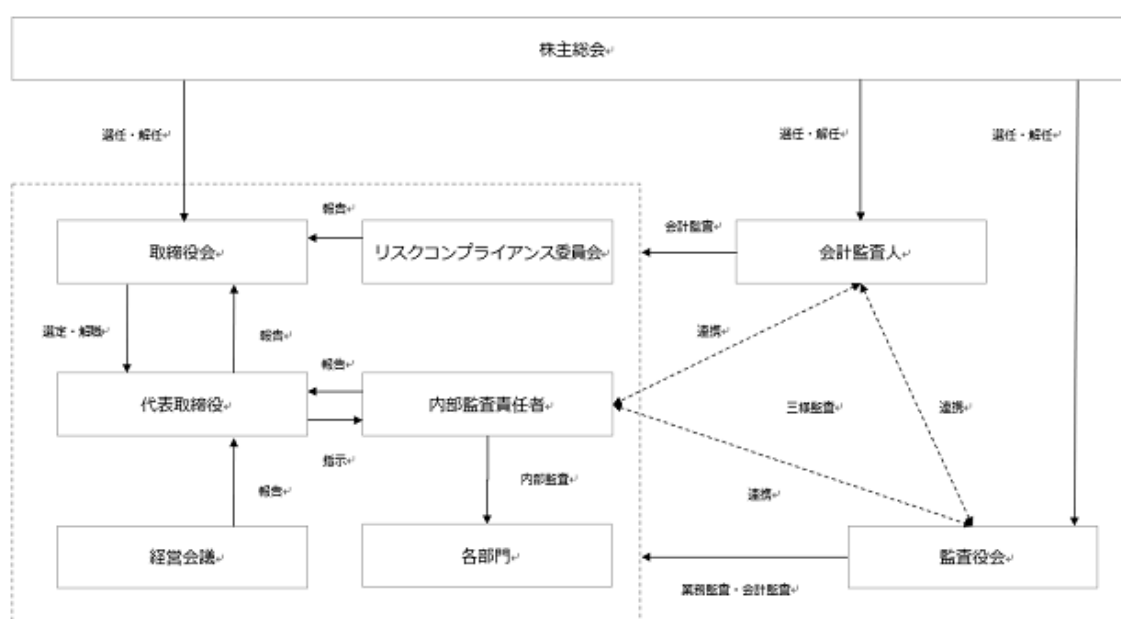
買収防衛策の導入の有無

なし

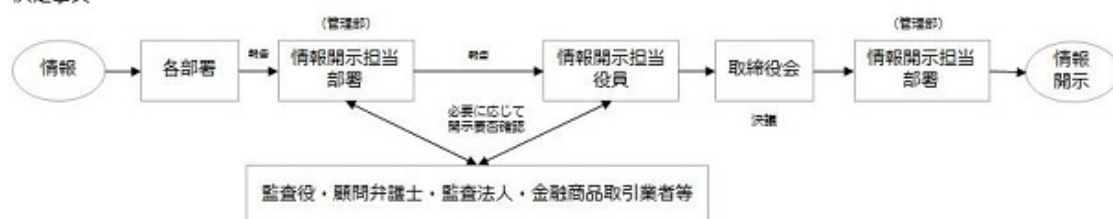
該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

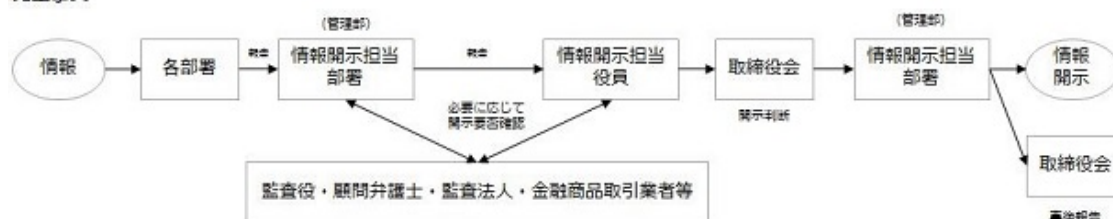
当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関するフローの模式図を参考資料として添付しております。



決定事実



発生事実



決算事実

